

令和3年度卒園した 各認定保護者 様

学校法人 杉並学園
理事長 金子 英行

令和3年度における施設等利用費の額に係る法定代理受領について（通知）

日ごろより本園の運営にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、施設等利用費の額について、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年4月30日内閣府令第39号）第57条に基づき、特定子ども・子育て支援提供者（以下「幼稚園」といいます。）は、令和3年度に本園が受領した施設等利用費の額を通知しなければならないと規定されているため、別紙のとおり、お知らせいたします。

※法定代理受領とは…

子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）第30条の11第1項には、市は施設等利用給付認定子どもが、幼稚園から教育・保育その他の子ども・子育て支援を受けたときは、特定子ども・子育て支援に要した費用について、保護者に対し支給することとしておりますが、同条第3項に基づき、保護者に代わり、市から本園が受領しております。

【各月ごとの年齢別施設等利用費の額】

下記の表のうち、お子様の年齢に該当する欄に記載された額が、本園が市から法定代理受領した施設等利用費の額となります。なお、月の途中に入退所した子どもは在籍日数に応じて日割り計算した額となります。入園料分は令和3年度に入園したお子様が対象です。

○5歳児

単位：円

令和3年度	保育料分	入園料分
4月	25,700	0
5月	25,700	0
6月	25,700	0
7月	25,700	0
8月	25,700	0
9月	25,700	0
10月	25,700	0
11月	25,700	0
12月	25,700	0
1月	25,700	0
2月	25,700	0
3月	25,700	0